再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第２号
北九州市門司区丸山１丁目20番７号
再生債務者　福岡スプリットン工業株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　北九州市小倉北区金田２丁目２番５号以和貴金田Ⅱ702号　田村一巳法律事務所　弁護士　田村　一巳
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年９月４日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１４号
北海道小樽市長橋３丁目12番21号
再生債務者　北上末太郎
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月11日から平成24年10月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（再イ）第４８号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ２丁目25番地21　レオパレスサニープレイスⅡ101
再生債務者　島谷　直明
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月11日から平成24年10月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第１２５号
さいたま市緑区山崎１丁目18番２号
再生債務者　大滝　和男
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月28日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月12日から平成24年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１３０号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字高岩1764番地14
再生債務者　土屋　憲一
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月28日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月12日から平成24年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第１２号
名古屋市昭和区滝川町26番地の４　滝川グランドヒルズセンターヒル302号
再生債務者　大橋　一輝
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月28日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月５日から平成24年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１７号
神戸市西区美賀多台６丁目３番地の１　９―201号
再生債務者　旧林　生也
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月28日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月12日から平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２４年（再イ）第２９０号
北海道恵庭市恵み野南１丁目１番１　道営住宅Ｄ―103号
再生債務者　岡本　裕右
１　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月15日から平成24年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１６号
北海道小樽市赤岩２丁目７番10号
再生債務者　能戸　　浩
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月15日から平成24年10月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（再イ）第４９号
静岡市清水区北脇308番地の４
再生債務者　筑地　邦人
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月10日から平成24年10月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２２号
三重県桑名市大字安永945番地２　フィリアＢ101号
再生債務者　紅林　俊弘
１　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月９日から平成24年10月15日まで
津地方裁判所四日市支部

平成２４年（再イ）第２号
千葉県南房総市御庄2009番地１
再生債務者　横田　　勉
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月12日から平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所館山支部破産再生係

平成２４年（再イ）第１６２号
福岡市博多区博多駅前４丁目20番10―1202号
再生債務者　藤本　人美
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月９日から平成24年10月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１７号
佐賀県武雄市武雄町大字永島14941番地３―１―42号
再生債務者　尾方　智也
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月16日から平成24年10月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（再イ）第２０７号
福岡市南区大橋４丁目13番33号
再生債務者　長谷川和広
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月３日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月10日から平成24年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１８３号
福岡市東区和白１丁目３番26―401号
再生債務者　中嶋　裕子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月４日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月11日から平成24年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３１号
金沢市涌波２丁目11番５号
再生債務者　洲巻　光広（旧姓須田）
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月５日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月12日から平成24年10月26日まで
金沢地方裁判所